⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kyushu Shinkansen Construction Bureau, Railway ConStruction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency, 2―1 Gion-machi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka 812―8622 JAPAN Tel 092―283―9604

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年11月21日
契約事務責任者
国立大学法人山口大学長　岡　　正朗
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　35
○第20号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山口大学（医病）診療棟・病棟新営その他工事
⑶　工事場所　山口県宇部市南小串１－１－１　山口大学小串団地構内
⑷　工事内容　本工事は、病院（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上14階地下１階建、延べ面積約34,600㎡、免震構造）の新営及び保健学科福利棟（鉄筋コンクリート造、地上１階建、延べ面積319㎡）の解体その他工事を施工するものである。
⑸　工期　契約締結の翌日から平成30年６月22日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約27,500㎥、鉄骨約6,000ｔ、鉄筋約2,600ｔ、板ガラス約3,500㎡
なお、関連する電気工事、管工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山口大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建設一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学省大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体で参加する場合の構成員の代表者にあっては、1,190点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、940点）以上であること。
⑷　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上６階建以上かつ延べ面積15,000㎡以上の病院の新営工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建以上かつ延べ面積7,000㎡以上の福祉施設又は学校の新営工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示できる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑾　共同企業体として参加する場合の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑿　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。
⒀　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。
⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照。）。
⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記３⑶①及び②の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高40点を与える。